



公益財団法人金融情報システムセンター 常務理事

渡辺 達郎氏

語

Tatsuo Watanabe

金融

わたなべ たつお

Profile

1972年 大蔵省（現 財務省）入省。国際金融局で課長を歴任後、97年 副財務官を経て2000年 金融庁総務企画局審議官（企画担当）。2001年 証券取引等監視委員会事務局局長。2002年 預金保険機構理事。2004年 日本証券業協会専務理事。2005年 同副会長に就任。2009年 駐アラブ首長国連邦大使を経て、2012年10月より現職。

金融・証券行政のグローバルルールと国内ルールの調和が問われる時代。金融情報システムセンター（FISC）をはじめとする自主規制機関にはどのような役割が求められて

Financial Information Technology Focus

UAE大使として ドバイ危機に対応

齊藤 渡辺常務理事は、大蔵省時代から金融・証券行政のさまざまな舞台で活躍されてきました。まず、その中で特に印象に残ったお仕事をご紹介いただけますか。

渡辺 はい。一つは、80年代後半に銀行の自己資本比率規制の策定過程に参加したことです。87年に米英の監督当局が自己資本比率規制の共同提案をしてきました。当時私は、大蔵省銀行局銀行課の課長補佐で、交渉担当者としてパーゼル銀行監督委員会に出席しました。

特に米英と意見が分かれたのが、邦銀の持つ含み益をどう評価するかという問題です。米英の監督当局は「あんなもの、いつ消えるかわからないから、資本性はない」、一方日本は「償却原資として有効性があるから資本性はある」と主張していました。交渉の結果、最終的に45%を自己資本として認めてもら

いました。

もう一つは97～98年に起きたアジア通貨危機です。私は国際金融局総務課長と副財務官をしており、各国との交渉を担当しました。初めはタイ、それからインドネシアなどで現地の当局と直接話をして、IMF等とのつなぎ役をしながら、日本としてどんな支援をするか交渉しました。アジアの国々の金融システムは非常に脆弱で、それ故に国の経済が崩れていく姿に、鮮烈な印象を受けました。

齊藤 金融情報システムセンター（FISC）の常務理事になられる直前には、駐アラブ首長国連邦（UAE）大使もされています。そこでの経験はいかがでしたか。

渡辺 UAEは石油の産出国で、日本のエネルギー政策上、極めて重要な国です。日本への輸出ではサウジアラビアに次いで2位、日本が自分の権益として採掘できるいわゆる権益原油で言えば世界シェアの4割を占めます。

私の在任時に起きた出来事として、2009年11月のドバイ危機があります。ドバイで仕事をする大手ゼネコンなどには売掛債権が全部で1兆円くらいありました。これが全部デフォルトしたら、どんなに一流企業といえども無事では済まない事態になることが想定されたので、後始末に走り回りました。

また、ドバイでは日本のメガバンク3行が活動しており、相当なエクスポージャーがありました。ドバイ当局と国際的な銀行団が交渉に臨みましたが、その銀行団に日本のメガバンクにも入ってもらい、最終的にはそれほど大きなダメージを受けない形で妥結することができました。

齊藤 一つ、一般論をお聞きしたいのですが、このような国際舞台での経験を活かして、グローバルルールと日本国内のルールは、どのように折り合いを付けていけばよいとお考えですか。

渡辺 私はUAE大使の前に日本証券業協会におり、自主規制部門を担

らう 齊藤 春海

IT対談 Harumi Saitou



さいとう はるみ

Profile

1982年 野村コンピュータシステム（現野村総合研究所）に入社。ITプロジェクト推進部長、ECソリューション開発部長を経て、2002年にe-ナレッジ事業本部長。2004年執行役員 証券システム事業本部副本部長に就任。情報技術本部長を経て、2009年4月より金融システム事業本部長。2010年4月より常務執行役員。2013年4月より現職。

いるのだろうか。旧大蔵省時代から金融・証券行政のさまざまな舞台で活躍されてきたFISCの常務理事 渡辺達郎氏に、FISCの取り組みも含めて語っていただいた。

当していました。その時、IOSCO（証券監督者国際機構）という、世界の証券監督当局が集まる国際機関の中に設置された自主規制機関諮問委員会に参加し、議長を3年間やりました。実際にそこでグローバルルールと日本のルールの調整をしていましたので、その経験を踏まえて話をします。

私は、金融・証券行政には大きく2種類の性質のルールがあると思っています。

一つは根本論です。金融システムには、安定性、効率性、健全性といった誰もが反対しないような命題があります。こうした命題を達成するためには、例えば、十分資本があるか、資産が健全に保たれているか、預金保険制度がしっかりしているかといったさまざまなポイントがあります。これらは基本的には古今東西、どの国でも同じものです。こういう大きな幹の部分はあまり変えない方がいいわけです。

齊藤 それグローバルスタンダー

ドの基本になるものですね。

渡辺 そうです。下手に変えると、安定性を損ねてしまいます。

もう一つはファインチューニングです。世の中は変化し続けており、テクノロジーもマーケットも変わりますから、根本論だけでは済まないことがあります。

私の経験では、ちょっと極端かもしれませんが、そうしたファインチューニングはできるだけ各国の自主規制機関に任せたいと思っています。国よりも自主規制機関の方がマーケットに近いところにありますから、細かい要素をすくい取ることができますし、機動的に運営できます。

つまり、大きな幹の部分は国、監督当局が愚直に原理原則に従って行い、もう一つのファインチューニングはできるだけ自主規制機関に任せようになれば、結構うまくいくのではないかと考えています。

グローバルルールとローカルルールの関係を考えると、骨格はグ

ローバルスタンダードで定め、ファインチューニングはそれぞれの国のマーケットに近い人がローカルコンディションに合わせてやっていくのがよいのではないのでしょうか。

齊藤 昨今、金融庁は東南アジアの国々との関係を重視しているように見受けられます。その中で、日本の金融モデルの輸出といった話も出てくるようなようですが、どう思われますか。

渡辺 歴史も違えば、今現在のマーケットの状況も違います。制度も違います。ですので、日本流の押しつけはあまり意味がありません。先ほど申しましたように、太い幹の部分は古今東西共通なんです。その幹をその国の条件の下で植えつけるのが大事です。

「こういう一般的な理念をこんな形でこなしています」という紹介はいいと思いますが、ローカルな条件への適応はどの国も自分でやっぴかなくてはいけないことです。その時に、成果を押しつけるのではなく



自主規制機関はマーケットに 近いところにいますから、 機動的に運営できます

て、発想を伝えるのが大事だと思います。

齊藤 日本人は、業界で自主的に規制を作るのが得意なのではないかと思えます。そういったノウハウは役に立ちますよね。

渡辺 日本証券業協会やFISCのような自主規制を担う団体が、どのようにワークしているかを伝えることも意義があると思えます。

Financial Information Technology Focus

FISC安全対策基準の 将来像

齊藤 現在渡辺さんが常務理事をされていらっしゃるFISCは、銀行、証券会社、保険会社など、会員の顔ぶれが多彩です。

渡辺 私がFISCに来て最初に思ったのは、出向派遣者が大半を占めており、いろいろなバックグラウンドの人が組織にいて豊かな可能性があるな、ということです。

それと同時に、一つ気になったこともありました。FISCでは「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」というガイドラインを作っています。しかしこれまでは、多様な金融機関に対して基準がひとつになっていました。先ほど、根本の幹は大事だと申しましたが、業態別にファインチューニングすべき側面もあるわけです。

そこで今やろうとしているのは、まずは預金等取扱金融機関、証券会社を含む金融商品取引会社、保険会社の三つぐらいに分けて考えることです。時間はかかりますが、皆さんの協力を得てやっていきたいと思っております。

齊藤 金融庁の検査も最近、ビジネスの形態に応じて検査のやり方を変えています。

システムの現場でたまに聞くのは、「FISC基準の適用を、金融機関の規模によって変えてもらえないだろうか」という声です。「業態別」に加えて「規模別」という話がありますか。

渡辺 はい。これも業態別と同じくらい重要な課題だと思っています。中小金融機関からこうしたご要望をいただくこともありますが、一方で中小金融機関だから安全対策を一部やらなくてもよいというのは不適當ではないかというご意見もあり、さらに検討して参りたいと思っています。

齊藤 そのほかにも基準の見直しを考えていることはありますか。

渡辺 たくさんあります。今申し上げてきた業態別の話は、中味は変えないで、建てつけを変えようという話です。ある意味、ニュートラルな再編です。これに加えてニュートラルでないものもいくつかやらなくて

はと考えています。

例えば、中小金融機関などのアウトソース、あるいは共同センターの利用に関する点です。これまでは、金融機関の立場に立って、「ちゃんと共同センターをコントロールしていますよね」という委託先管理の観点に立ってきました。

ところが昨今、こうした共同センターはそれ自身がかなり大きな存在になっています。これを金融機関の後ろからちょっと肩越しに見ているだけではガイドラインとしては不十分で、その実態をより正確に認識す



ることが必要になっています。この点についてはこれからの作業になりますが、まとまったら業態別基準を入れるときに一緒に盛り込みたいと考えています。

もう一つは、いわゆるITガバナンスについてです。これまでは、「そういうものは当然できている」と思っていたのですが、実態は「ハードはこうだ。ソフトはこうだ」といったことばかりに目が行くようなところがありました。

齊藤 形のあるものに目が行きがちだったわけですね。

渡辺 そうです。しかし今後は、誰がどういう形でガバナンスしているのか、というところに視野を広げないといけません。金融情報システムの安全性・安定性はそうした問題がクリアされない限り担保されません。

Financial Information Technology Focus

金融機関のクラウド活用

齊藤 昨今、流通産業など比較的自由な業界ではスタートアップ時などに「安く、速く」ということでクラ



ウドが使われるケースが見られます。FISCでは、金融マーケットでのクラウド活用についてどんなお考えをお持ちですか。

渡辺 クラウドはわれわれも取り組んでいる大変重要な問題です。今の普及状況は十分ではないと思っています。

金融でクラウドを使うとなると、他の業種よりも安定性や安全性が問われます。現時点では、金融機関には、「クラウドは安いかもしれないが、安全性・安定性が十分ではない」という認識があり、これが普及

のネックになっていると思います。われわれのガイドラインでも安全性・安定性を非常に重視しているので、それもネックになっているかもしれません。しかし、ガイドラインが安全性・安定性を重視しているのは当然のことでもあります。

他方、ここに来て金融機関の情報システムを取り巻くリスク環境は急速に変容しつつあります。一つはサイバー攻撃です。

齊藤 非常に巧妙になっていますね。

渡辺 顧客情報のファイルをそのまま持っていかれたりしたら、金融機関の死命を制するようなことにもなりかねません。

もう一つは自然災害のリスクです。この二つは、今まであまり意識されていませんでしたが、急浮上しています。

これらのリスクは金融機関のクラウド利用を必ずしも否定するものではありません。

まずサイバー攻撃との関係でいうと、クラウド業者はその専門家ですから、金融機関が自前でサイバー攻撃から身を守るのと比べて、より最先端の防衛策を講じている可能性があります。そういう意味では、むしろクラウドを使ったほうがサイバー攻撃に対する安全性は高まるかもしれません。

もう一つの自然災害についても、たとえ南海トラフと東海地震が一緒に来たとしても、バックアップセンターを国内だけでなく、例えば海外に一つ設けておくという方法も考えましょう。

齊藤 海外に持っていくとどうなるか分からない、という心配も一方で

ありますね。

渡辺 もちろん、顧客データの海外持ち出しということが絡む場合、そう簡単ではないと思います。けれども、それなりの安全性が何らかの形で担保されるのであれば、コスト、安全性の両方で改善できるこうした手法も検討に値すると思います。

齊藤 最後に、NRIに対して期待すること、考えていることなどございましたら、お聞かせいただけますか。

渡辺 金融のグローバル化が進展する中で、グローバルとローカルをつなぐ上でシステム面の支援が非常に重要になります。また、地域金融機関についても、グローバルなテクニックをどうやって外部から取り込んでいくかが課題になります。

日本の金融機関にとってはそこに補助線を引いてもらうのが一番ありがたい話ですので、私としては、NRIがそういう観点から今後ご活躍いただけるとよいのではないかと考えています。

齊藤 まだまだ微力ですが頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は貴重なお話を大変ありがとうございました。

(文中敬称略)

